

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準 新旧対照表

改正後	現行
<p>第4 中間処理施設及び再生利用施設の維持管理基準</p> <p>14 放流水の検査 中間処理施設及び再生利用施設（以下「中間処理施設等」という。）からの排水の水質検査については、次によること。 (1) 別に定める廃棄物の処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）の別表1に掲げる項目について、月1回以上水質検査を行うこと。ただし、当該排出量が30m³/日未満の場合は、構造基準別表1のうち有害物質関係項目及び生活環境項目（水質イオン濃度指数に限る。）について、月1回以上測定し、記録すること。</p> <p>第5 最終処分場の維持管理基準</p> <p>18 廃止の基準 (2) 安定型最終処分場の基準 イ 廃止の確認申請の直前に行った、浸透水採取設備により採取した浸透水の水質検査の結果、浸透水の水質が地下水等検査項目の基準に現に適合し、及び生物化学的酸素要求量が20mg/L以下であること。</p>	<p>第4 中間処理施設及び再生利用施設の維持管理基準</p> <p>14 放流水の検査 中間処理施設及び再生利用施設（以下「中間処理施設等」という。）からの排水の水質検査については、次によること。 (1) 別に定める廃棄物の処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）の別表1に掲げる項目について、月1回以上水質検査を行うこと。ただし、当該排出量が30m³/日未満の場合は、構造基準別表1のうち有害物質関係項目及び生活環境項目（水質イオン濃度指数に限る。）について、月1回以上測定し、記録すること。</p> <p>第5 最終処分場の維持管理基準</p> <p>18 廃止の基準 (2) 安定型最終処分場の基準 イ 廃止の確認申請の直前に行った、浸透水採取設備により採取した浸透水の水質検査の結果、浸透水の水質が地下水等検査項目の基準に現に適合し、及び生物化学的酸素要求量が20mg/L以下であること。</p>

別表3

項目	基準値	測定方法
1 アルキル水銀	検出されないこと	昭和46. 環告第59号付表2
2 総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46. 環告第59号付表1
3 カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。） K0102の55. 2、55. 3又は55. 4
4 鉛	0.01 mg/L以下	規格 K0102の54
5 六価クロム	0.05 mg/L以下	規格 K0102の65. 2（ただし、規格 K0102の65. 2、6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
6 砒素	0.01 mg/L以下	規格 K0102の61. 2、61. 3又は61. 4
7 全シアン	検出されないこと	規格 K0102の38. 1. 2及び38. 2、規格 K0102の38. 1. 2及び38. 3又は規格 K0102の38. 1. 2及び38. 5
8 ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	昭和46. 環告第59号付表3
9 トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
10 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
11 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2
12 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
13 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2
15 1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計量が0.04 mg/L以下	シス体 規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2 トランス体 規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1
16 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1

別表3

項目	基準値	分析方法
1 アルキル水銀	検出されないこと	昭和46. 環告第59号付表2
2 総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46. 環告第59号付表1
3 カドミウム	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0102の55. 2、55. 3又は55. 4（準備操作は同規格K0102の55によるほか、昭和46. 環告59号付表8による）
4 鉛	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0102の54
5 六価クロム	0.05 mg/L以下	日本工業規格 K0102の65. 2
6 砒素	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0102の61. 2、61. 3又は61. 4
7 全シアン	検出されないこと	日本工業規格 K0102の38. 1. 2及び38. 2又は同規格 K0102の38. 1. 2及び38. 3
8 PCB	検出されないこと	昭和46. 環告第59号付表3
9 三クロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
10 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
11 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2
12 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
13 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2
15 1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計量が0.04 mg/L以下	シス体 日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2 トランス体 日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1
16 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1

19	チウラム	0.006 mg/L 以下	昭和46. 環告第59号付表 4
20	シマジン	0.003 mg/L 以下	昭和46. 環告第59号付表 5 の第 1 又は第 2
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	昭和46. 環告第59号付表 5 の第 1 又は第 2
22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 _____ K0125の5.1、5.2又は5.3.2
23	セレン	0.01 mg/L 以下	規格 _____ K0102の67.2、67.3又は67.4
24	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	昭和46. 環告第59号付表 7
25	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	平成9. 環告第10号付表

備考 1 本表は、共同命令第 3 条に基づく、平成 10 年 6 月 16 日付け環・厚告 1 「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」第 3 号から第 5 号までの規定において引用する平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（本表では「平成9. 環告第10号」という。）に基づいた。
 2 「昭和46. 環告第59号」とは、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。

19	チウラム	0.006 mg/l 以下	昭和46. 環告第59号付表 4
20	シマジン	0.003 mg/l 以下	昭和46. 環告第59号付表 5 の第 1 又は第 2
21	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	昭和46. 環告第59号付表 5 の第 1 又は第 2
22	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2
23	セレン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格 K0102の67.2、67.3又は67.4
24	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	昭和46. 環告第59号付表 7
25	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下	平成9. 環告第10号付表

備考 1 本表は、共同命令第 3 条に基づく、平成 10 年 6 月 16 日付け環・厚告 1 「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」第 3 号から第 5 号で引用する平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（本表では「平成9. 環告第10号」という。）に基づいた。
 2 「昭和46. 環告第59号」とは、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。